

特定個人情報保護評価書概要

特定個人情報保護評価書の 主な見直しポイントについて

特定個人情報保護評価書の主な見直しポイント

特定個人情報保護評価書は法令や規則等の変更を踏まえて主に以下のポイントを見直ししています。



特定個人情報保護評価書の主な見直しポイント

01

基礎項目評価書の様式変更に伴う、記載事項の追加

- 令和6年度から基礎項目評価書の様式が変更されています
- 「人為的ミスが発生するリスクへの対策」など記載事項が追加されたため、記載例を基に内容を追記しています

02

「ガバメントクラウドにおける措置」の追記

- 国が推し進めるシステム標準化に合わせて、システムが国の調達する「ガバメントクラウド」上に構築されます
- このため、クラウドサービス事業者が提供するクラウド上の基盤及び接続に関する部分について追記が必要です
- ガバメントクラウドは国が調達していることから、国から示された記載例に基づき、該当項目に「ガバメントクラウドにおける措置」を追記しています

03

その他の時点修正

- 令和2年度の前回評価時から、担当課名や参照する法令の項目などが変更されています。
- また、システム更改に合わせて使用しなくなるシステム（共通基盤システム）や一部保守点検の方法が変わる委託事業者があるため、それらの変更についても反映しています

評価書（案）の概要

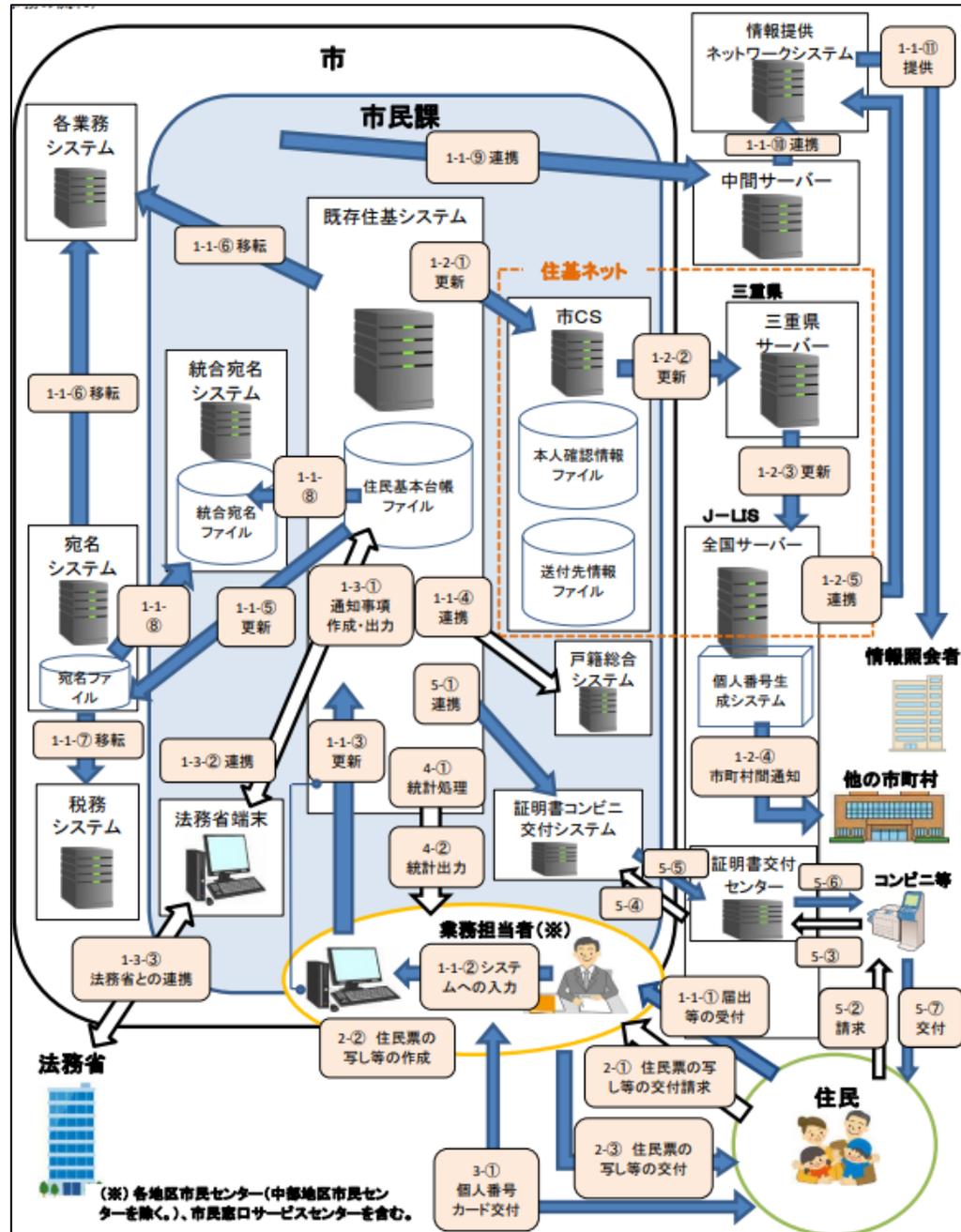
①「住民基本台帳に関する事務」

事務の概要

事務の概要は以下のとおりです。

事務名	住民基本台帳に関する事務
担当課	市民課
対象人数	30万人以上
事務の内容	<ul style="list-style-type: none">個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付住民票の記載事項に変更があった際の三重県知事に対する通知地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への本人確認情報の照会住民からの請求に基づく住民票コードの変更個人番号の通知及び個人番号カードの交付個人番号カード等を用いた本人確認
使用システム	<ol style="list-style-type: none">① 既存住民基本台帳システム（住民基本台帳の記載や記載内容変更、消除等を行うシステム）② 住民基本台帳ネットワークシステム（市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うシステム）③ 中間サーバー（情報連携対象の個人情報の副本を保存・管理し、情報提供NWSとの仲介をするシステム）④ 統合宛名システム（送付先等の宛名情報を管理し、既存システムへ提供するシステム）⑤ 届書管理システム（届出書の情報を帳票イメージを含めて管理するシステム）⑥ 証明書コンビニ交付システム（証明書をコンビニで交付するためのシステム）
使用特定個人情報ファイル	<ol style="list-style-type: none">① 住民基本台帳ファイル<ul style="list-style-type: none">住民票を整備するため、住所・氏名・生年月日、性別その他の情報を収集し台帳として管理しているもの② 統合宛名ファイル<ul style="list-style-type: none">対象者を正確に特定するため、個人番号、連絡先情報等を管理しているもの③ 本人確認情報ファイル<ul style="list-style-type: none">既存住民基本台帳システムから抽出された本人確認情報（住所・氏名・生年月日・性別・住民票コード等）をCS（コミュニケーション・サーバー）を通じて住民基本台帳NWSに提供するもの④ 送付先情報ファイル<ul style="list-style-type: none">個人番号の「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」の送付先情報等を提供するため、住民基本台帳NWSからJ-LISへ送付するものです。

【参考】事務のフロー



【参考】事務のフロー

1. 住民基本台帳の記載・削除・変更に関する事務

1-1. 既存住基システムの更新及び関係システムとの連携

1-1-①. 住民から転入・出生（記録）、転出・死亡（削除）、転居・婚姻（変更）等の届出等を受付ける。

1-1-②. 既存住基システム端末に異動情報の入力をする。

※ 各地区市民センター、市民窓口サービスセンターについては、受付けた届書を市民課にイメージ転送。届いた内容を点検の上、市民課にて異動情報の入力を行う。

1-1-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。

1-1-④. 戸籍システムに附票の情報を連携する（市に本籍を置いている住民）。

1-1-⑤. 市の住民基本台帳にて更新された住民情報について、宛名システムの宛名情報を更新する。

1-1-⑥. 各業務システムへの特定個人情報の移転。

1-1-⑦. 税務システムへの特定個人情報の移転。

1-1-⑧～⑩. 統合宛名システム、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムへ変更情報を連携する。

1-1-⑪. 情報照会者へ特定個人情報を提供する。

1-2. 住基ネットとの連携

1-2-①. 変更があった本人確認情報について市CS内の本人確認情報ファイルを更新する。

1-2-②,③. 変更があった本人確認情報について三重県サーバーを経由して全国サーバーと連携する。

1-2-④. 住基ネットを介して他の市町村に変更内容を送付する。

1-2-⑤. 情報提供ネットワークシステムへ変更情報を連携する。

1-3. 法務省への通知事項の作成

1-3-①. 既存住基システムにて外国人住民等の住民票記載事項情報等の通知情報を作成し、出力する。

1-3-②. 法務省端末に、外国人住民等の住民票記載事項情報等の通知情報を入力する。

1-3-③. 法務省端末を通じて法務省と連携する。

2. 帳票の発行に関する事務

2-①. 住民から住民票の写し等の交付申請を受付ける。

2-②. 既存住基システム端末を操作し、該当証明書を作成、発行する。

2-③. 発行した住民票の写し等の証明書を住民に交付する。

【参考】事務のフロー

3. 個人番号カードの交付に関する事務

3-①. 個人番号カードの窓口交付事務。

4. 住民基本台帳の統計

4-①. 既存住基システムにて各種統計処理を行う。

4-②. 既存住基システムから各種統計情報を出力する。

5. コンビニ交付

5-①. 証明書コンビニ交付システムへ証明書情報を連携する。

5-②. 住民がコンビニ等のキオスク端末に個人番号カードをかざし証明書を請求する。

5-③. キオスク端末から機構が管理する証明書交付センターへ専用回線を通じて請求情報を送信する。

5-④. 証明書交付センターから市の証明書コンビニ交付システムへLGWAN回線を通じて請求情報を送信する。

5-⑤. 請求情報に基づいて証明書を作成し、証明書交付センターへLGWAN回線を通じて送信する。

5-⑥. 証明書交付センターから、コンビニ等のキオスク端末に専用回線を通じて証明書を送信する。

5-⑦. コンビニ等のキオスク端末にて証明書が印刷される。

評価書（案）の概要①「住民基本台帳に関する事務」

「住民基本台帳に関する事務」に係る全項目評価書の概要は以下の通りとなっています。

I 基本情報

- (1) 事務の名称
住民基本台帳に関する事務
- (2) 事務の内容
住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳を作成し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講じています。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 - ① 既存住民基本台帳システム
 - ② 住民基本台帳ネットワークシステム
 - ③ 中間サーバー
 - ④ 統合宛名システム
 - ⑤ 届書管理システム
 - ⑥ 証明書コンビニ交付システム

II 特定個人情報ファイル の概要

<特定個人情報ファイル名と概要>

- ①**住民基本台帳ファイル**
住民票を整備するため、住所・氏名・生年月日、性別その他の情報を収集し台帳として管理しているものです。
- ②**統合宛名ファイル**
対象者を正確に特定するため、個人番号、連絡先情報等を管理しているものです。
- ③**本人確認情報ファイル**
既存住民基本台帳システムから抽出された本人確認情報（住所・氏名・生年月日・性別・住民票コード等）をC S（コミュニケーション・サーバー）を通じて住民基本台帳ネットワークシステムに提供するものです。
- ④**送付先情報ファイル**
個人番号の「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」の送付先情報等を提供するため、住民基本台帳ネットワークシステムから地方公共団体情報システム機構へ送付するものです。

評価書（案）の概要①「住民基本台帳に関する事務」

「住民基本台帳に関する事務」に係る全項目評価書の概要は以下の通りとなっています。

Ⅲ 特定個人情報ファイル の取扱いプロセス におけるリスク対策

①住民基本台帳ファイル、②統合宛名ファイル

入手の際は、厳格な本人確認を行い複数の目を持って確認し記録しています。また、情報へのアクセス制御を設定しており、操作ログが残る仕組みをとっています。

③本人確認情報ファイル

本人確認情報の入手元は住民基本台帳に限定されるため、住民基本台帳ファイルの適正な管理を行っています。また、住民基本台帳以外の情報は入手できない仕組みをとっています。

④送付先情報ファイル

送付先情報の入手元は住民基本台帳に限定されるため、住民基本台帳ファイルの適正な管理を行っています。また、送付先情報は地方公共団体情報システム機構へ送付後速やかに削除することとしています。

Ⅳ その他のリスク対策

情報管理が適正に実施されているかどうかについて、自己点検、教育・研修を継続して行っています。

※ V、VIは連絡先等のため割愛しています。

評価書（案）の修正点①「住民基本台帳に関する事務」

「住民基本台帳に関する事務」に係る全項目評価書の主な修正点は以下の通りとなっています。

I 基本情報	<ul style="list-style-type: none">• 担当課名を「ICT戦略課」を「デジタル戦略課」に変更• 使用するシステム及びシステム構成図から「共通基盤システム」を削除• 個人番号の利用及び情報連携NWシステムによる情報連携に係る法令上の根拠について、法令改正に合わせて条番号を修正
II 特定個人情報ファイルの概要	<p>①住民基本台帳ファイル</p> <ul style="list-style-type: none">• 委託先による保守点検の実施場所を「マシン室内」から「ベンダ拠点からのリモートアクセス」に変更 <p>①住民基本台帳ファイル、②統合宛名ファイル</p> <ul style="list-style-type: none">• 提供及び移転の法令上の根拠及び件数について、法令改正に合わせて修正• 委託先ベンダ名の社名変更（三重電子計算センター→ミエデン）• 特定個人情報の保管・消去について、国から示された記載例に基づき、「ガバメントクラウドにおける措置」を追記
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	<p>①住民基本台帳ファイル、②統合宛名ファイル</p> <ul style="list-style-type: none">• 特定個人情報の提供・移転に関するルールに係る法令上の根拠について、法令改正に合わせて修正• 特定個人情報の保管・消去について、国から示された記載例に基づき、「ガバメントクラウドにおける措置」を追記
IV その他のリスク対策	<ul style="list-style-type: none">• 監査やその他のリスク対策について特定個人情報の保管・消去について、国から示された記載例に基づき、「ガバメントクラウドにおける措置」を追記

※ V、VIは連絡先等のため割愛しています。

評価書（案）の概要

②「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

事務の概要

事務の概要は以下のとおりです。

事務名	個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務
担当課	市民税課
対象人数	30万人以上
事務の内容	<p>【個人住民税の賦課に関する業務】</p> <p>(賦課決定)</p> <ul style="list-style-type: none">課税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市県民税申告書等）を窓口や郵便、e L T A X システム、国税連携システムを通じて受理、収集する。住民税課税支援システム等を活用し、各課税資料の内容をシステムに合わせたデータに変換し個人住民税システムへ登録する。課税資料のデータ登録は、賦課期日現在の宛名情報とマッチングさせ特定する。賦課期日現在、市内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、市に課税権がないと判断した場合には、住民登録地自治体へ課税資料を回送する。同一納税義務者に課税資料が複数提出ある場合、全ての課税資料情報を統合・確認・整理し、計算する（合算処理）。扶養関係を特定し、賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。賦課決定を行い、税額決定通知書及び納税通知書を作成する。 <p>(納税通知書の送付)</p> <ul style="list-style-type: none">特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて納税通知書を送付する。普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、納税通知書を送付する。納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更決定し、変更通知書を送付する。特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none">未申告者に対し、個人住民税申告の提出依頼を行う。<ul style="list-style-type: none">✓ 給与支払報告書の未提出事業所に対し、該当者の有無の確認を行う。✓ 税務署に提出されている法定調書を調査し、申告すべき所得が申告されていないと判断された場合は、本人へ通知したうえで賦課決定し、納税通知書か変更通知書を送付する。賦課決定を受けた納税義務者より、減免申請書による申出があった場合は、生活保護法により扶助を受ける場合等、減免事由に該当する場合は減免を行う。 <p>【地方税の証明発行に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none">住民からの証明書の交付申請に基づき、関係システムを使用して各種証明書を発行し交付する。

事務の概要

事務の概要は以下のとおりです。

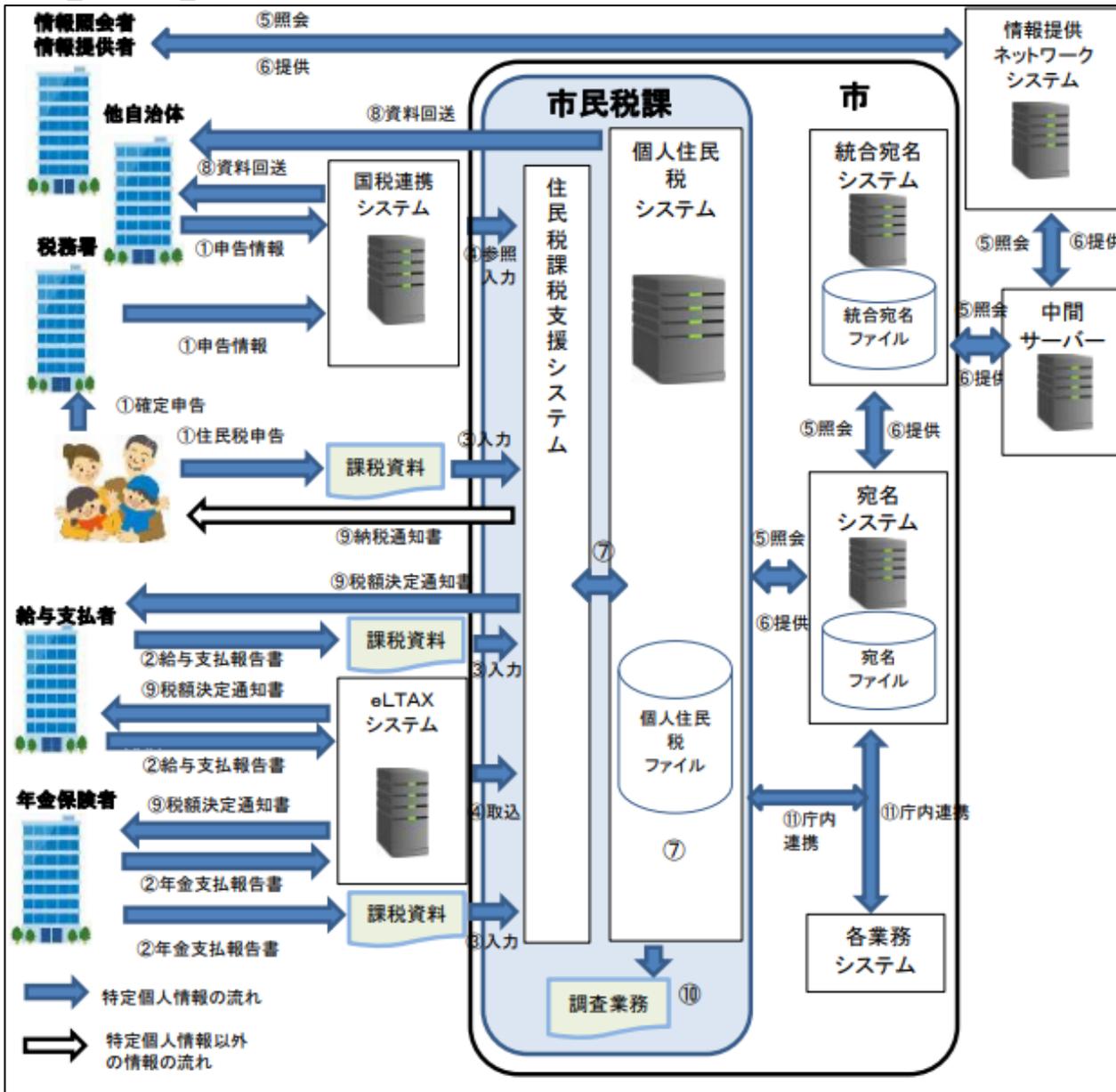
使用システム

- ① 個人住民税システム（課税資料を登録し、課税台帳を作成するシステム。納税通知書の作成も行う）
- ② 軽自動車税システム（賦課期日現在における軽自動車の所有者を把握し、税額の決定と納付書の作成を行うシステム）
- ③ 固定資産税システム（土地・家屋・償却資産の台帳を管理し、固定資産税の賦課決定や納付書の作成を行うシステム）
- ④ 収納管理システム（税の収納状況を管理するシステム）
- ⑤ 証明発行システム（住民からの申請に基づき、各種証明書を発行するシステム）
- ⑥ 宛名システム（住民登録している住民、外国人、住民登録外個人及び法人を管理するシステム）
- ⑦ 統合宛名システム（送付先等の宛名情報を管理し、既存システムへ提供するシステム）
- ⑧ 中間サーバー（情報連携対象の個人情報の副本を保存・管理し、情報提供NWSとの仲介をするシステム）
- ⑨ eLTAXシステム（個人住民税における電子申告、電子申請・届出に係るデータを受信するシステム）
- ⑩ 国税連携システム（国税庁又は他市町村より配信された確定申告書データを受信するシステム）
- ⑪ 証明書コンビニ交付システム（証明書をコンビニで交付するためのシステム）
- ⑫ 住民税課税支援システム（確定申告や住民税申告の受付をするとともに課税資料を取込み、合算するシステム）

使用特定個人情報ファイル

- ①個人住民税に関する情報ファイル
 - ・ 個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのもの
- ②軽自動車税に関する情報ファイル
 - ・ 軽自動車税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのもの
- ③固定資産税に関する情報ファイル
 - ・ 固定資産税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのもの
- ④収納管理システムファイル
 - ・ 地方税の収納業務を実施する上で、税額情報等を管理するためのもの
- ⑤宛名ファイル、⑥統合宛名ファイル
 - ・ 対象者を正確に特定するため、個人番号、連絡先情報等を管理しているもの

【参考】事務のフロー

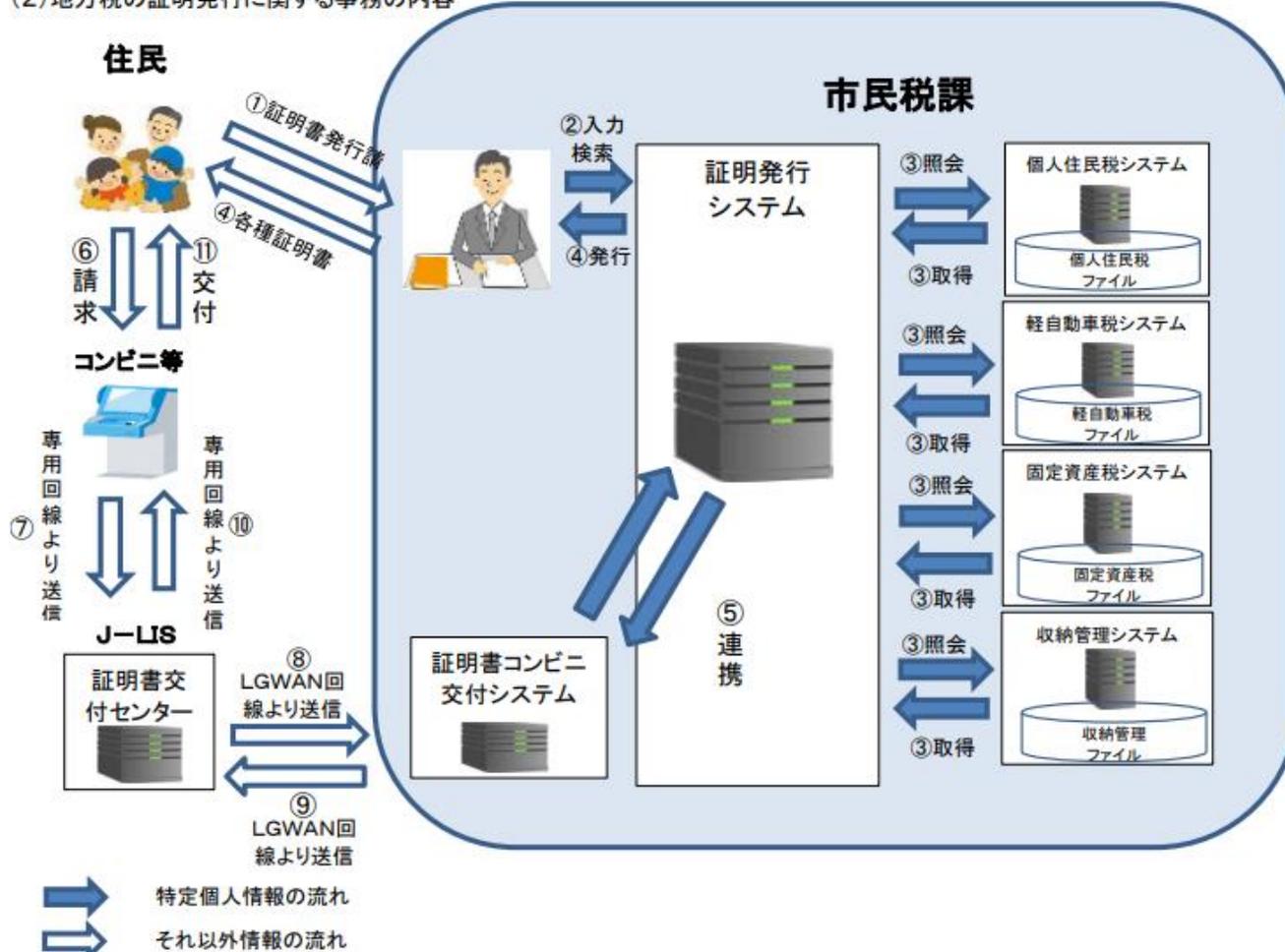


➤ 納税者からの申告、給与・年金支払者から提出された支払報告書及び市の調査により、住民税を課税（賦課決定）し納税通知書等の送付を行う。

- ① 納税者等から提出された申告書の受付、確認を行う。
- ② 給与及び年金支払者から提出された支払報告書の受付を行う。
- ③ 紙で提出された申告書等のデータを入力する。
- ④ 国税連携システムを参照しデータを入力する。e L T A X システムからデータを取り込む。
- ⑤ 必要に応じて納税者や給与・年金の支払者へ申告書等の内容について調査を行うため、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。
- ⑥ 情報提供ネットワークシステムと連携して、番号法に定められた情報照会者に情報提供を行う。
- ⑦ ③④の入力情報を個人住民税システムへ取込、給与支払報告書、年金支払報告書、申告書等の当初賦課資料及び⑤をもとに、個人住民税の賦課決定を行う。
- ⑧ 他市在住の課税資料の回送及び確定申告情報を提供する。
- ⑨ 賦課決定した内容に基づき、税額決定通知書を特別徴収義務者へ、納税通知書を納税者へ送付する。
- ⑩ 必要に応じて住民税課税状況等の調査を実施する。
- ⑪ 各業務が必要とする情報を市内連携する。

【参考】事務のフロー

(2) 地方税の証明発行に関する事務の内容



- 特定個人住民からの請求により、地方税に関連する各種証明書（納税証明書等）を発行する。
- ① 地方税に関連する各種証明書を市に請求する。
 - ② 住民に関する情報を入力する。
 - ③ 発行する証明書に応じて、証明発行システムから各種システムに検索を行い、情報を取得する。
 - ④ 証明発行システムから出力された各種証明書を住民に交付する。
 - ⑤ 証明書コンビニ交付システムへ証明書情報を連携する。
 - ⑥ 住民がコンビニ等のキオスク端末に個人番号カードをかざし証明書を請求する。
 - ⑦ キオスク端末から機構が管理する証明書交付センターへ専用回線を通じて請求情報を送信する。
 - ⑧ 証明書交付センターから市の証明書コンビニ交付システムへLGWAN回線を通じて請求情報を送信する。
 - ⑨ 請求情報に基づいて証明書を作成し、証明書交付センターへLGWAN回線を通じて送信する。
 - ⑩ 証明書交付センターから、コンビニ等のキオスク端末に専用回線を通じて証明書を送信する。
 - ⑪ コンビニ等のキオスク端末にて証明書が印刷される。

評価書（案）の概要②「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」に係る全項目評価書の概要は以下の通りとなります。

I 基本情報

- (1) 事務の名称
個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務
- (2) 事務の内容
 - ・ 個人住民税は、賦課期日時点において市内に住所を有する個人又は市内に事務所や家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者に対して課税を行います。
 - ・ 住民からの申請に基づき、個人住民税情報、軽自動車税情報、固定資産税情報、収納情報から各種証明書を発行します。
- (3) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
 - ①個人住民税システム
 - ②軽自動車税システム
 - ③固定資産税システム
 - ④収納管理システム
 - ⑤証明発行システム
 - ⑥宛名システム
 - ⑦統合宛名システム
 - ⑧中間サーバー
 - ⑨eLTAXシステム
 - ⑩国税連携システム
 - ⑪証明書コンビニ交付システム
 - ⑫住民税課税支援システム

II 特定個人情報ファイル の概要

<特定個人情報ファイル名と概要>

- ①**個人住民税に関する情報ファイル**
個人住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのものです。
- ②**軽自動車税に関する情報ファイル**
軽自動車税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのものです。
- ③**固定資産税に関する情報ファイル**
固定資産税の適正賦課を実施する上で、申告等情報等を管理するためのものです。
- ④**収納管理システムファイル**
地方税の収納業務を実施する上で、税額情報等を管理するためのものです。
- ⑤**宛名ファイル**、⑥**統合宛名ファイル**
対象者を正確に特定するため、個人番号、連絡先情報等を管理しているものです。

評価書（案）の概要②「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」に係る全項目評価書の概要は以下の通りとなっています。

Ⅲ 特定個人情報ファイル の取扱いプロセス におけるリスク対策

入手の際は、厳格な本人確認を行い複数の目を持って確認し記録しています。また、情報へのアクセス制御を設定しており、操作ログが残る仕組みをとっています。

Ⅳ その他のリスク対策

情報管理が適正に実施されているかどうかについて、自己点検、教育・研修を継続して行っています。

※ V、VIは連絡先等のため割愛しています。

評価書（案）の修正点②「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」

「個人住民税の賦課及び地方税の証明発行に関する事務」に係る全項目評価書の主な修正点は以下の通りとなっています。

I 基本情報	<ul style="list-style-type: none">使用するシステム及びシステム構成図から「共通基盤システム」を削除個人番号の利用及び情報連携NWシステムによる情報連携に係る法令上の根拠について、法令改正に合わせて条番号を修正
II 特定個人情報ファイルの概要	<p>①個人住民税に関する情報ファイル、②軽自動車税に関する情報ファイル、③固定資産税に関する情報ファイル、④収納管理システムファイル⑤宛名ファイル、⑥統合宛名ファイル</p> <ul style="list-style-type: none">提供及び移転の法令上の根拠及び件数について、法令改正に合わせて修正委託先ベンダ名の社名変更（三重電子計算センター→ミエデン）特定個人情報の保管・消去について、国から示された記載例に基づき、「ガバメントクラウドにおける措置」を追記
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	<p>①個人住民税に関する情報ファイル、②軽自動車税に関する情報ファイル、③固定資産税に関する情報ファイル、④収納管理システムファイル⑤宛名ファイル、⑥統合宛名ファイル</p> <ul style="list-style-type: none">特定個人情報の提供・移転に関するルールに係る法令上の根拠について、法令改正に合わせて修正特定個人情報の保管・消去について、国から示された記載例に基づき、「ガバメントクラウドにおける措置」を追記特定個人情報の保管・消去について、認証方法を変更（IDカード→指紋認証）
IV その他のリスク対策	<ul style="list-style-type: none">監査やその他のリスク対策について特定個人情報の保管・消去について、国から示された記載例に基づき、「ガバメントクラウドにおける措置」を追記

※ V、VIは連絡先等のため割愛しています。